

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年1月28日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第69条の2第1項
許認可等の種類	介護支援専門員の登録
法令の定め	<p>第69条の2第1項</p> <p>厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験(以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。)に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修(以下「介護支援専門員実務研修」という。)の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。</p> <p>一 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>三 この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>四 登録の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者</p> <p>五 第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者</p> <p>六 第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者</p> <p>七 第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者(登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。)であつて、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しないもの</p> <p>施行規則第113条の7</p> <p>法第69条の2第1項の規定による登録を受けようとする者は、介護支援専門員実務研修を修了した日から3月を経過する日までに、氏名、生年月日及び住所その他の登録に際し必要な事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。</p>
審査基準	未設定(審査基準が法令の定めに尽くされている)
標準処理期間	<p>総期間 14日→1月 (注: 休日は含まない。)</p> <p>経由機関 3日→1月 ( )</p> <p>協議機関 日・月 ( )</p> <p>処分機関 11日→1月 ( )</p>
処分担当課	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課(電話番号: 011-231-4111(内線25-670))
申請先	各(総合)振興部保健環境部社会福祉課(内線 石狩34-931、空知、根室3831、胆振、上川、留萌3832、渡島、林-ツ、十勝、釧路3834、檜山、宗谷3835、後志3842、日高3851)
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課(電話番号: 011-231-4111(内線25-670))
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.jp/hf/khf/kaigohokennikannisurukoto.htm">http://www.pref.hokkaido.jp/hf/khf/kaigohokennikannisurukoto.htm</a>

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 2 年 1 月 28 日作成)

法令名	介護保険法		
根拠条項	第 6 9 条の 3		
許認可等の種類	介護支援専門員の登録の移転		
法令の定め	<p>第 6 9 条の 3</p> <p>前条第 1 項の登録を受けている者は、当該登録をしている都道府県知事の管轄する都道府県以外の都道府県に所在する指定居宅介護支援事業者その他厚生労働省令で定める事業者若しくは施設の業務に従事し、又は従事しようとするときは、当該事業者の事業所又は当該施設の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該登録をしている都道府県知事を経由して、登録の移転の申請をすることができる。ただし、その者が第 6 9 条の 3 8 第 3 項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間が満了していないときは、この限りでない。</p>		
審査基準	未設定（審査基準が法令の定めに尽くされている）		
標準処理期間	総期間	2 1 日	→ 月（注：休日は含まない。）
	経由機関	1 0 日	→ 月（ ）
	協議機関	日・月	（ ）
	処分機関	1 1 日	→ 月（ ）
処分担当課	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課（電話番号：011-231-4111（内線 25-670））		
申請先	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課（電話番号：011-231-4111（内線 25-670））		
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課（電話番号：011-231-4111（内線 25-670））		
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.jp/hf/khf/kaigohokennikannisurukoto.htm">http://www.pref.hokkaido.jp/hf/khf/kaigohokennikannisurukoto.htm</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年1月28日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第69条の6第1項
許認可等の種類	介護支援専門員の登録の消除
法令の定め	第69条の6 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第六十九条の二第一項の登録を消除しなければならない。 一 本人から登録の消除の申請があった場合 二 前条の規定による届出があった場合 三 前条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合 四 第69条の31の規定により合格の決定を取り消された場合
審査基準	未設定（審査基準が法令の定めに尽くされている）
標準処理期間	総期間 14日 <del>→</del> 月（注：休日は含まない。） 経由機関 3日 <del>→</del> 月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 11日 <del>→</del> 月（ ）
処分担当課	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課（電話番号：011-231-4111（内線25-670））
申請先	各（総合）振興部保健環境部社会福祉課（内線 石狩34-931、空知、根室3831、胆振、上川、留萌3832、渡島、林-ツ、十勝、釧路3834、檜山、宗谷3835、後志3842、日高3851）
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課（電話番号：011-231-4111（内線25-670））
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.jp/hf/khf/kaigohokennikannisurukoto.htm">http://www.pref.hokkaido.jp/hf/khf/kaigohokennikannisurukoto.htm</a>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年1月28日作成)

法令名	介護保険法		
根拠条項	第69条の7第1項		
許認可等の種類	介護支援専門員証の交付		
法令の定め	第69条の7 第69条の2第1項の登録を受けている者は、都道府県知事に対し、介護支援専門員証の交付を申請することができる。		
審査基準	未設定（審査基準が法令の定めに尽くされている）		
標準処理期間	総期間	14日 <del>→</del> 月	（注：休日は含まない。）
	経由機関	3日 <del>→</del> 月	（ ）
	協議機関	日・月	（ ）
	処分機関	11日 <del>→</del> 月	（ ）
処分担当課	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課（電話番号：011-231-4111（内線25-670））		
申請先	各（総合）振興部保健環境部社会福祉課（内線 石狩 34-931、空知、根室 3831、胆振、上川、留萌 3832、渡島、 <del>ホ</del> ツ、十勝、釧路 3834、檜山、宗谷 3835、後志 3842、日高 3851）		
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課（電話番号：011-231-4111（内線25-670））		
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.jp/hf/khf/kaigohokennikannisurukoto.htm">http://www.pref.hokkaido.jp/hf/khf/kaigohokennikannisurukoto.htm</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年1月28日作成)

法令名	介護保険法施行規則		
根拠条項	第113条の23第1項		
許可等の種類	介護支援専門員証の書換え交付		
法令の定め	<p>第113条の23</p> <p>介護支援専門員は、その氏名を変更したときは、法第69条の4の規定による変更の届出とあわせて、介護支援専門員証の書換え交付を申請しなければならない。</p>		
審査基準	未設定（審査基準が法令の定めに尽くされている）		
標準処理期間	総期間	14日 <del>・</del> 月	（注：休日は含まない。）
	経由機関	3日 <del>・</del> 月	（ ）
	協議機関	日・月	（ ）
	処分機関	11日 <del>・</del> 月	（ ）
処分担当課	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課（電話番号：011-231-4111（内線25-670））		
申請先	各（総合）振興部保健環境部社会福祉課（内線 石狩 34-931、空知、根室 3831、胆振、上川、留萌 3832、渡島、林-ツ、十勝、釧路 3834、檜山、宗谷 3835、後志 3842、日高 3851）		
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課（電話番号：011-231-4111（内線25-670））		
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.jp/hf/khf/kaigohokennikannisurukoto.htm">http://www.pref.hokkaido.jp/hf/khf/kaigohokennikannisurukoto.htm</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年1月28日作成)

法令名	介護保険法施行規則		
根拠条項	第113条の25第1項		
許認可等の種類	介護支援専門員証の再交付		
法令の定め	<p>第113条の25</p> <p>介護支援専門員は、介護支援専門員証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その交付を受けた都道府県知事に介護支援専門員証の再交付を申請することができる。</p>		
審査基準	未設定（審査基準が法令の定めに尽くされている）		
標準処理期間	総期間	14日 <del>・</del> 月	（注：休日は含まない。）
	経由機関	3日 <del>・</del> 月	（ ）
	協議機関	日・月	（ ）
	処分機関	11日 <del>・</del> 月	（ ）
処分担当課	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課（電話番号：011-231-4111（内線25-670））		
申請先	各（総合）振興部保健環境部社会福祉課（内線 石狩 34-931、空知、根室 3831、胆振、上川、留萌 3832、渡島、林-ツ、十勝、釧路 3834、檜山、宗谷 3835、後志 3842、日高 3851）		
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課（電話番号：011-231-4111（内線25-670））		
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.jp/hf/khf/kaigohokennikannisurukoto.htm">http://www.pref.hokkaido.jp/hf/khf/kaigohokennikannisurukoto.htm</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年1月28日作成)

法令名	介護保険法施行規則		
根拠条項	第113条の20第3項		
許可等の種類	介護支援専門員証の移転交付		
法令の定め	<p>第113条の20</p> <p>3 法第69条の3の規定による登録の移転の申請とともに介護支援専門員証の交付を申請しようとする者は、第113条の10の登録の移転に係る申請書と交付申請書を併せて、提出しなければならない。この場合において、交付申請書には前2項に掲げる事項は記載することを要しないものとする。</p>		
審査基準	未設定（審査基準が法令の定めに尽くされている）		
標準処理期間	総期間	14日 <del>・</del> 月	（注：休日は含まない。）
	経由機関	3日 <del>・</del> 月	（ ）
	協議機関	日・月	（ ）
	処分機関	11日 <del>・</del> 月	（ ）
処分担当課	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課（電話番号：011-231-4111（内線25-670））		
申請先	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課（電話番号：011-231-4111（内線25-670））		
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課（電話番号：011-231-4111（内線25-670））		
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.jp/hf/khf/kaigohokennikannisurukoto.htm">http://www.pref.hokkaido.jp/hf/khf/kaigohokennikannisurukoto.htm</a>		

(別表1)

## 申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年1月28日作成)

法令名	介護保険法		
根拠条項	第69条の8第1項		
許認可等の種類	介護支援専門員証の有効期間の更新		
法令の定め	第69条の8 介護支援専門員証の有効期間は、申請により更新する。		
審査基準	未設定（審査基準が法令の定めに尽くされている）		
標準処理期間	総期間	14日 <del>→</del> 月	（注：休日は含まない。）
	経由機関	3日 <del>→</del> 月	（ ）
	協議機関	日・月	（ ）
	処分機関	11日 <del>→</del> 月	（ ）
処分担当課	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課（電話番号：011-231-4111（内線25-670））		
申請先	各（総合）振興部保健環境部社会福祉課（内線 石狩 34-931、空知、根室 3831、胆振、上川、留萌 3832、渡島、林-ツ、十勝、釧路 3834、檜山、宗谷 3835、後志 3842、日高 3851）		
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課（電話番号：011-231-4111（内線25-670））		
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.jp/hf/khf/kaigohokennikannisurukoto.htm">http://www.pref.hokkaido.jp/hf/khf/kaigohokennikannisurukoto.htm</a>		



(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年1月28日作成)

法令名	介護保険法		
根拠条項	第69条の27		
許認可等の種類	指定試験実施機関の指定		
法令の定め	<p>第69条の27</p> <p>都道府県知事は、その指定する者(以下「指定試験実施機関」という。)に、介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務(試験問題作成事務を除く。以下「試験事務」という。)を行わせることができる。</p>		
審査基準	<p>北海道介護支援専門員実務研修受講試験実施機関指定要綱</p> <p>第2 指定試験実施機関の要件</p> <p>知事は、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、試験実施機関として指定をすることができるものとする。</p> <p>(1) 法人であること。</p> <p>(2) 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務(試験問題作成及び合格基準の設定を除く。以下「試験事務」という。)を適正かつ継続的に実施する能力があると認められること。</p> <p>(3) 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。</p> <p>ア 第6に規定する変更の届出、第7に規定する廃止の届出、第8に規定する事業計画書の提出、第9に規定する事業実績報告書の提出について、適正に履行できると認められること。</p> <p>イ 試験事務事業に係る経理が、他の事業と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支が明らかとなる書類が整備されること。</p> <p>ウ 試験事務の実施に関して、知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。</p>		
標準処理期間	総期間	14日→1月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	( )
	協議機関	日・月	( )
	処分機関	11日→1月	( )
処分担当課	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課(電話番号：011-231-4111(内線25-670))		
申請先	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課(電話番号：011-231-4111(内線25-670))		
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課(電話番号：011-231-4111(内線25-670))		
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.jp/hf/khf/kaigohokennikannisurukoto.htm">http://www.pref.hokkaido.jp/hf/khf/kaigohokennikannisurukoto.htm</a>		

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年1月28日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第69条の33
許認可等の種類	指定研修実施機関の指定
法令の定め	第69条の33 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定研修実施機関」という。)に、介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務(以下「研修事務」という。)を行わせることができる。
審査基準	北海道介護支援専門員実務研修実施機関指定要綱 北海道介護支援専門員専門研修実施機関指定要綱 北海道介護支援専門員再研修実施機関指定要綱 北海道介護支援専門員更新研修実施機関指定要綱 北海道主任介護支援専門員研修実施機関指定要綱 北海道主任介護支援専門員更新研修実施機関指定要綱 なお、審査基準については別紙による。
標準処理期間	総期間 14日 <del>→</del> 月 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 ( ) 協議機関 日・月 ( ) 処分機関 11日 <del>→</del> 月 ( )
処分担当課	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課 (電話番号：011-231-4111 (内線 25-670) )
申請先	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課 (電話番号：011-231-4111 (内線 25-670) )
問い合わせ先	保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課 (電話番号：011-231-4111 (内線 25-670) )
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.jp/hf/khf/kaigohokennikannisurukoto.htm">http://www.pref.hokkaido.jp/hf/khf/kaigohokennikannisurukoto.htm</a>

(北海道介護支援専門員実務研修実施機関指定要綱)

第2 指定研修実施機関の要件

知事は、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、研修実施機関として指定することができるものとする。

- (1) 法人であること。
- (2) 介護支援専門員実務研修（以下「研修」という。）事務を適正かつ継続的に実施する能力が認められること。
- (3) 次に掲げる義務を適正に履行できることが認められること。
  - ア 第6に規定する変更の届出、第7に規定する廃止の届出、第8に規定する事業計画書の提出、第9に規定する事業実績報告書の提出について、適正に履行できると認められること。
  - イ 研修事務事業に係る経理が、他の事業と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支が明らかとなる書類が整備されること。
  - ウ 研修を修了した者について、研修を修了した者の氏名、生年月日、実務研修受講試験の合格年月日並びに研修の受講の開始年月日及び修了年月日を記載した名簿を作成し、これを知事に提出すること。
  - エ 研修事務の実施に関して、知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

(北海道介護支援専門員専門研修実施機関指定要綱)

第2 指定研修実施機関の要件

知事は、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、指定研修実施機関として指定することができるものとする。

- (1) 法人であること。
- (2) 介護支援専門員専門研修（以下「研修」という。）事務を適正かつ継続的に実施する能力が認められること。
- (3) 第11に規定する事務手数料が研修の費用として適正であると認められること。
- (4) 次に掲げる義務を適正に履行できることが認められること。
  - ア 第6に規定する変更の届出、第7に規定する廃止の届出、第8に規定する事業計画書の提出、第9に規定する事業実績報告書の提出について、適正に履行できると認められること。
  - イ 研修事務事業に係る経理が、他の事業と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支が明らかとなる書類が整備されること。
  - ウ 研修を修了した者について、研修を修了した者の氏名、生年月日、介護支援専門員登録番号並びに研修の受講の開始年月日及び修了年月日を記載した名簿を作成し、これを知事に提出すること。
  - エ 研修事務の実施に関して、知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

(北海道介護支援専門員再研修実施機関指定要綱)

第2 指定研修実施機関の要件

知事は、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、指定研修実施機関として指定することができるものとする。

- (1) 法人であること。
- (2) 介護支援専門員再研修（以下「研修」という。）事務を適正かつ継続的に実施する能力が認められること。
- (3) 第11に規定する事務手数料が研修の費用として適正であると認められること。
- (4) 次に掲げる義務を適正に履行できることが認められること。
  - ア 第6に規定する変更の届出、第7に規定する廃止の届出、第8に規定する事業計画書の提出、第9に規定する事業実績報告書の提出について、適正に履行できると認められること。
  - イ 研修事務事業に係る経理が、他の事業と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支が明らかとなる書類が整備されること。
  - ウ 研修を修了した者について、研修を修了した者の氏名、生年月日、介護支援専門員登録番号並びに研修の受講の開始年月日及び修了年月日を記載した名簿を作成し、これを知事に提出すること。
  - エ 研修事務の実施に関して、知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

(北海道介護支援専門員更新研修実施機関指定要綱)

第2 指定研修実施機関の要件

知事は、次に掲げる要件を満たすと認められる者について、研修実施機関として指定することができるものとする。

- (1) 法人であること。
- (2) 介護支援専門員更新研修（以下「研修」という。）事務を適正かつ継続的に実施する能力が認められること。
- (3) 次に掲げる義務を適正に履行できることが認められること。

ア 第6に規定する変更の届出、第7に規定する廃止の届出、第8に規定する事業計画書の提出、第9に規定する事業実績報告書の提出について、適正に履行できると認められること。

イ 研修事務事業に係る経理が、他の事業と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支が明らかとなる書類が整備されること。

ウ 研修を修了した者について、研修を修了した者の氏名、生年月日、実務研修受講試験の合格年月日並びに研修の受講の開始年月日及び修了年月日を記載した名簿を作成し、これを知事に提出すること。

エ 研修事務の実施に関して、知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

(北海道主任介護支援専門員研修実施機関指定要綱)

第2 指定研修実施機関の要件

知事は、次に掲げる要件を満たすと認められる者を、指定研修実施機関として指定することができる。

- (1) 法人であること。
- (2) 主任介護支援専門員研修（以下「研修」という。）事務を適正かつ継続的に実施する能力が認められること。
- (3) 第11に規定する事務手数料が研修の費用として適正であると認められること。
- (4) 次に掲げる義務を適正に履行できることが認められること。

ア 第6に規定する変更の申請等、第7に規定する廃止の申請等、第8に規定する事業計画書の提出及び第9に規定する事業実績報告書の提出について、適正に履行できると認められること。

イ 研修事務事業に係る経理が、他の事業と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支が明らかとなる書類が整備されること。

ウ 研修を修了した者について、研修を修了した者の氏名、生年月日、介護支援専門員登録番号並びに研修の受講の開始年月日及び修了年月日を記載した名簿を作成し、これを知事に提出すること。

エ 研修事務の実施に関して、知事が当該事業に関する情報の提供及び当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

(北海道主任介護支援専門員更新研修実施機関指定要綱)

第2 指定研修実施機関の要件

知事は、次に掲げる要件を満たすと認められる者を、指定研修実施機関として指定することができる。

- (1) 法人であること。
- (2) 主任介護支援専門員更新研修（以下「研修」という。）事務を適正かつ継続的に実施する能力が認められること。
- (3) 第11に規定する事務手数料が研修の費用として適正であると認められること。
- (4) 次に掲げる義務を適正に履行できることが認められること。

ア 第6に規定する変更の申請等、第7に規定する廃止の申請等、第8に規定する事業計画書の提出及び第9に規定する事業実績報告書の提出について、適正に履行できると認められること。

イ 研修事務事業に係る経理が、他の事業と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支が明らかとなる書類が整備されること。

ウ 研修を修了した者について、研修を修了した者の氏名、生年月日、介護支援専門員登録番号並びに研修の受講の開始年月日及び修了年月日を記載した名簿を作成し、これを知事に提出すること。

エ 研修事務の実施に関して、知事が当該事業に関する情報の提供及び当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年11月27日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第115条の36
許認可等の種類	指定調査機関の指定
法令の定め	<p>第115条の36</p> <p>第1項 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定調査機関」という。）に、前条第3項の調査の実施に関する事務（以下「調査事務」という。）を行わせることができる。</p> <p>第2項 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。</p>
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	<p>総期間 21日・丹（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 日・月（ ）</p> <p>協議機関 14日・丹（介護サービス情報公表制度指定法人選定委員会）</p> <p>処分機関 7日・丹（ ）</p>
処分担当課	<p>保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課介護運営グループ</p> <p>（電話番号：011-231-4111 内線25-667）</p>
申請先	同上（電話番号： ）
問い合わせ先	同上（電話番号： ）
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/index.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/index.htm</a>

## 別紙

### 北海道「介護サービス情報の公表」指定調査機関指定要領

#### 第3 指定調査機関の指定要件

指定調査機関は、次の各項の全てを満たしているものとする。

- 1 法人格を有すること。
- 2 北海道内に主たる事務所を有すること。
- 3 北海道全域を営業区域とすること。
- 4 法第115条の35第1項の規定による厚生労働省令で定めるサービスの全てについて、調査が可能であること。
- 5 次の各号のいずれにも該当していないこと。
  - (1) 法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの。
  - (2) 指定調査機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの。
  - (3) 指定情報公表センターの指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの。
  - (4) 法人の役員のうち、第1号に該当する者があるもの。
- 6 職員、設備、調査事務の実施の方法、その他調査事務の実施に関する計画が、調査事務の公平かつ的確な実施のために適切なものであること。
- 7 調査事務の実施に関する計画を的確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有する法人であること。
- 8 北海道知事が作成する調査員名簿に登録された調査員に調査事務を行わせるため、調査員の選考や事務従事依頼を行うとともに適切に調査事務を遂行できるよう、連絡調整等を担当する職員を必要数配置していること。
- 9 次に、中立性及び公平性が確保されていること。
  - (1) 介護サービスを現に提供する事業者の役員、役員であった者及び職員並びに当該役員又は職員の配偶者及び3親等以内の親族（以下「利害関係者」という。）が、法人の役員、構成員又は職員の2分の1を超えていないこと。又は、利害関係者以外で調査事務に関する知識を有し、公正・中立性を確保できる者で構成され、調査事務の内容を実質的に決定することができる、独立性の高い委員会を組織していること。
  - (2) 介護サービスを現に提供する事業者及び調査事務の利害関係者が、法人の会員等として2分の1以上参加していないこと。又は、利害関係者以外で調査事務に関する知識を有し、公正・中立性を確保できる者で構成され、調査事務の内容を実質的に決定することができる、独立性の高い委員会を組織していること。
- 10 法人自らが、調査を行おうとする介護サービスを提供していないこと。
- 11 調査事務に関する事業に係る経理は、他の事業の経理と区分して行うこと。

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年11月27日作成)

法令名	介護保険法
根拠条項	第115条の42
許認可等の種類	指定情報公表センターの指定
法令の定め	<p>法第115条の42</p> <p>第1項 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定情報公表センター」という。）に、介護サービス情報の報告の受理及び公表並びに指定調査機関の指定に関する事務で厚生労働省令で定めるもの（以下「情報公表事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>第2項 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。</p>
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	<p>総期間 21日・丹（注：休日は含まない。）</p> <p>経由機関 日・月（ ）</p> <p>協議機関 14日・丹（介護サービス情報公表制度指定法人選定委員会）</p> <p>処分機関 7日・丹（ ）</p>
処分担当課	<p>保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課介護運営グループ</p> <p>（電話番号：011-231-4111 内線25-667）</p>
申請先	同上（電話番号： ）
問い合わせ先	同上（電話番号： ）
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/index.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/index.htm</a>

北海道「介護サービス情報の公表」指定情報公表センター指定要領

第3 指定情報公表センターの指定要件

指定情報公表センターは、次の各項の全てを満たしているものとする。

- 1 法人格を有すること。
- 2 北海道内に主たる事務所を有すること。
- 3 営利を目的として情報公表事務を行わないこと。
- 4 次の各号のいずれにも該当していないこと。
  - (1) 法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの。
  - (2) 指定調査機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの。
  - (3) 指定情報公表センターの指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しないもの。
  - (4) 法人の役員のうち、第1号に該当する者があるもの。
- 5 職員、設備、その他情報公表事務の実施に関する計画が、情報公表事務の公平かつ的確な実施のために適切なものであること。
- 6 情報公表事務の実施に関する計画を的確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有する法人であること。
- 7 次により、中立性及び公平性が確保されていること。
  - (1) 介護サービスを現に提供する事業者の役員、役員であった者及び職員並びに当該役員又は職員の配偶者及び3親等以内の親族（以下「利害関係者」という。）が、法人の役員、構成員又は職員の2分の1を超えていないこと。又は、利害関係者以外で情報公表事務に関する知識を有し、公正・中立性を確保できる者で構成され、情報公表事務の内容を実質的に決定することができる、独立性の高い委員会を組織していること。
  - (2) 介護サービスを現に提供する事業者及び利害関係者が、法人の会員等として2分の1以上参加していないこと。又は、利害関係者以外で情報公表事務に関する知識を有し、公正・中立性を確保できる者で構成され、情報公表事務の内容を実質的に決定することができる、独立性の高い委員会を組織していること。
- 8 情報公表事務に関する事業に係る経理は、他の事業の経理と区分して行うこと。
- 9 法人自らが、介護サービスを提供していないこと。